

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月18日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21520751

研究課題名（和文） ドイツ宗教改革期の公会議政策とその法的意義の研究

研究課題名（英文） The Legal Impacts of Political Disputes over Conciliarism at the Imperial Diets in German Reformation Era

研究代表者 渡邊 伸（WATANABE SHINN）

京都府立大学・文学部・教授

研究者番号：70202413

研究成果の概要（和文）：本研究は、ドイツ宗教改革期の宗派对立にも関わらず、平和と帝国組織が回復・維持された要因を検討した。新旧両派が公会議開催を求めた政治的意義と、各帝国議会議決の法的意義を検討することで、対立において帝国議会議決が参照されたことにより、帝国法としての効力が具体化し、宗派对立にも関わらず、新旧両派とも帝国法の下で平和を維持する体制を既成事実化した経過が明らかとなった。

研究成果の概要（英文）： The results of this study are the followings: 1. In 1520's both catholic and evangelical parties argued the solution of religious problems on the ground of traditional image of conciliarism. 2. After 1530 the Protestant party made their image of council clear as opposed to Catholic's and clashed in discord, especially in middle 1540's. 3. However, in 1540's both parties insisted on their arguments justified by each of the final decisions of Imperial Diets. Therefore, it could be permit to see the process of legal externalization of Imperial Constitution in those debates on the religious problems.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：西欧近現代史、ドイツ史、宗教改革、紛争と平和、公会議、帝国議会、帝国法

1. 研究開始当初の背景

(1) 帝国レベルでの宗教改革の展開は、ランケ以来、外交・政治史の観点から論じられ、1980年代に帝国議会再評価の動向をふまえて、Aulingerによる宗教改革期の帝国議会制度の研究（1980）、Kohlerによるハプスブル

ク家と反対勢力の政治史（1982）、Luttenbergerの1530年以降の信仰統一・平和維持努力の研究（1982）、議会での都市動向に焦点を当てたG.Schmidt（1984）とH.Schmidt（1986）の研究などが出されているが、公会議に焦点を当てた研究は、信仰討論研究を含めて、ほ

ば神学的研究に留まっていた。

(2) しかし、1521年以降、さらにアウクスブルク信仰平和以降も、宗派对立の解決策として公会議が論議されたことは、宗派对立の解決のみならず、当時の宗教紛争回避・解決の意識を明らかにする上で重要である。しかも、そこで想定された全体公会議は、キリスト教世界全体を対象とするが、代替策として議決された国民公会議・国民集会ないし帝国議会による解決は、帝国法上の問題である。ここに、当時の帝国意識・構成を捉える手がかりを見いださうとして課題設定した。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、ドイツ宗教改革期に新旧両派が公会議開催を求めた政治的意義と、各帝国議会議決に盛り込まれた公会議の法的意義とを検討することで、新たな視角から宗派对立の激化にもかかわらず帝国が維持された要因を明らかにすることを目的とした。

(2) 具体的には、宗教改革の展開による公会議論の具体化及びトレント公会議の開催による変化から、宗教戦争の回避・和平策、さらに帝国議会議決に至る経過の法的論拠を明らかにすることで、法共同体としての帝国の変化を解明することを課題とした。

3. 研究の方法

(1) 対象となる1521年から1555年までの各帝国議会について、主要史料として『帝国議会文書 *Deutsche Reichstagsakten*』を使用した。未公開の帝国議会の記録については、先行研究文献を利用した他、それらを手がかりとして、ウィーン国立公文書館並びにドレスデン及びミュンヘン州立文書館において史料調査・閲覧を行った。

(2) 帝国議会での討論を中心に、関連史料を経年的に検討した。初年度に1521年のウォルムス帝国議会から1530年のアウクスブルク議会までを、2年度に1532年のレーゲンスブルク帝国議会から1541年のレーゲンスブルク議会までを、3年度には1542年ニュルンベルク帝国議会から1544年シュパイアー議会まで、最終年度に1547年のアウクスブルク帝国議会から1555年のアウクスブルク宗教平和までを考察した。

(3) 具体的には、公会議開催の条件、開催場所と参加者・会議の討議原則・規範を検討することにより、普遍公会議への俗人の関与、国民公会議あるいは国民集会などドイツ国内問題としての意識、討議の規範としての聖書の位置づけ、そして宗教改革理念の浸透度、対応の変化を考察した。

(4) 特に、アウクスブルク信条告白の定立に至る1529/30年期、トレント公会議開催をめぐる1544/45年期、シュマルカルデン戦争後から宗教和議に至る期間について、ドイツ国内の政治状況と帝国平和・信仰問題調停における公会議論議と利害対立の調整を検討した。

4. 研究成果

(1) 宗教改革期の公会議論に関して、帝国議会での討議と新旧両派の動向の調査・考察により、宗教改革期当初から1529年頃までは、公会議の論議は、一部を除いて、基本的に伝統的な公会議論に基づいてなされていたことが確認された。しかし、全体の公会議またはその代替案は、神学上の最終決定の場としては共通の理解となっているが、議決すなわち帝国の法としては、あくまでも「開催まで」という期限を示すのみであって、帝国法に位置づけられているとはいえない。し

たがって、公会議の法的な意義があいまいな形に留められているがゆえに、公会議の規定は対立回避のための便宜策と捉えるべきものであった。

(2) 1530 年のアウクスブルク帝国議会において、アウクスブルク信条の具体化によって双方の信仰理念が明確化したことにより、対立も先鋭化した。公会議論でも、プロテスタントは「自由で、キリストの全体の公会議」について、教皇からの自由、聖書主義、信者による公会議、すなわち、「教会の共同体原理」の延長に位置づけられる公会議論を展開し、勢力拡大策の役割を付与した。

(3) 1540 年前後の信仰討論において、プロテスタント側は、公会議を国民教会化の方途としても主張し、帝国議会議決すなわち帝国法上に位置づけることを求めている。しかし、カトリック側やカール 5 世の理解は、コンスタンツ公会議を基準として言及するように、1550 年代に至るまで伝統に従ったものであって、先の要求を拒絶している。

(4) 以上の傍証として、1520 年代の論議において、公会議による信仰問題の解決と合わせて、15 世紀後半以来求められた「ドイツ国民の負担 *Gravamina*」の解決要求が取り上げられていたこと、1530 年代からシュマルカルデン戦争までは平和令・帝国最高法院改組問題が扱われたこと、1547 年以降は公会議による信仰問題の解決とあわせて、コンスタンツ公会議以来の教会改革問題が皇帝主導で論議されたことを付言できる。

(5) 公会議による信仰問題の解決策は、1521 年から 1555 年まで、いずれの帝国議会でも最重要課題として取り扱われた。そして帝国

議会議決、とくに 1526 年のシュパイアー議決に基づいて、ヘッセンやブランデンブルク＝アンスバハなど、ルター主義による改革に着手し、その教会規定は議決の文面に即していることから、議決が法的拘束力をもっていたこと、少なくとも効力あるものと位置づけられていたことを確認できる。

(6) 1530 年のアウクスブルク帝国議会以降、プロテスタントは、上記のように独自の公会議を展開したが、代替として国民公会議・国民集会・帝国議会をあげているように、これらは帝国法の中に位置づけられるものであった。プロテスタントは、この理解に基づいて、信仰問題に対する多数決原理を拒否している。他方、カトリックは、依然として、信仰の解決はキリスト教世界全体で解決すべきとして対立した。これは帝国法の枠内に収めることを拒絶したものであった。

(7) 1540 年代に入り、公会議論はトレント公会議開催を念頭に展開したが、カトリックは、議決に基づき、帝国法としてプロテスタントにも公会議参加を要求した。したがって参加拒否は帝国法違反として攻撃の口実になりえた。プロテスタントもこの点を理解しており、逆に従来 of 帝国議会議決に基づき、トレント公会議の不当性を主張して、自己正当化を図ったことが確認された。

(8) シュマルカルデン戦争後も、カール 5 世は、中世的・伝統的な政治理念に基づき、信仰問題の解決に加えて教会改革の実行を図った。しかし、フェルディナント 1 世は、公会議論も帝国法としての位置づけに移行させている。カトリック聖職者も、教会改革の要請に対して、帝国法としての議決に論拠を求めて回答していることが認められた。

(9) 以上の結果、とくにトレント公会議に関する討論と、皇帝・国王側の要求による教会改革に関する論議において、帝国議会議決をはじめとする帝国法が、論拠として主張・利用されることにより、議決の法的拘束力が実効をもつようになり、法共同体としての帝国国制が具体化していくという過程を明らかにできた。

(10) 宗教的対立という重要かつ深刻な課題に対し、一方で武力解決という方策が具体化しつつも、討論による解決が繰り返し模索された背景に、法共同体としての帝国意識があったことは、先行研究にも論及はあるが、本研究は、その実態について、武力衝突の危機を前に、以前の法的合意に根拠を求めるという駆け引きの中で法共同体としての理念が実現していったことを指摘しえた。全体公会議という中世教会理念の一方を体現した法規範から、信仰問題の帝国での和解を議決するという帝国法規範への移行は、中世から近代への移行経過を分析する手がかりともなりうる。今後の検討課題とする所以である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計1件)

(1) 渡邊伸、「ドイツ宗教改革における信仰討論 (フランクフルト討論からレーゲンスブルク帝国議会まで)」、「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」研究会 (代表・服部良久)、2011年3月26日、京都大学大学院文学研究科

[図書] (計5件)

(1) 渡邊伸、『ドイツ宗教改革期の公会議政策とその法的意義の研究』、京都府立大学、

(2) 渡邊伸、「ドイツ宗教改革期の聖書翻訳について」、『「共生」の空間——異文化の接触・交渉・共存をめぐる総合的研究・平成23(2011)年度京都府立大学重点戦略研究費研究成果報告書』研究代表者・岡本隆司、京都府立大学、2012、25-39

(3) 渡邊伸、「ドイツ宗教改革における信仰討論—1538年～1540年—」、『中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序』科学研究費補助金基盤研究A・成果報告書1・代表者服部良久・京都大学、2011、173-180

(4) 渡邊伸、「宗教改革と対抗宗教改革」、小山・上垣・矢満田・杉本編『大学で学ぶ西洋史[近現代]』、ミネルヴァ書房、2011、19-29

(5) 渡邊伸、「ドイツ宗教改革における公会議論の展開について」、森田 安一編『ヨーロッパ宗教改革の連携と断絶』教文館、2009、137～155

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡邊 伸 (WATANABE SHINN)
京都府立大学・文学部・教授
研究者番号：70202413